

大阪大学外国語学部卒業論文に関する規程

平成 21 年 3 月 6 日
制 定

最近改正 平 24. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学外国語学部規程（以下「学部規程」という。）

第 16 条第 6 項の規定に基づき、大阪大学外国語学部の卒業論文に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講登録及び卒業論文受講届)

第 2 条 卒業論文の単位を修得しようとする学生は、卒業予定年度の第 2 学期に学部規程第 13 条の規定に基づいて卒業論文の受講登録をした上で、10 月 31 日までに所定の卒業論文受講届（以下「受講届」という。）を言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室教務係（以下「教務係」という。）に提出しなければならない。

(指導教員等)

第 3 条 外国語学科の各専攻（以下「各専攻」という。）は、卒業論文の作成等に対する指導（以下「卒論指導」という。）を行うため、専攻内で協議の上、卒業論文の受講登録をした学生ごとに、専任教員のうちから卒業論文指導教員（以下「指導教員」という。）を定めるものとする。

2 各専攻は、卒論指導上必要と認めるときは、指導教員のほか、卒業論文副指導教員を定めることができる。

第 4 条 削除

(卒業論文の提出)

第 5 条 受講届を提出した学生は、1 月 20 日までに所定の表紙を付した卒業論文を教務係に提出しなければならない。

2 病気その他やむを得ない事由により、卒業論文の提出期限までに卒業論文を提出することができない者で、その理由を証する書類を添えて卒業論文の提出期限までに所定の卒業論文提出延期願（以下「提出延期願」という。）を外国語学部長に提出し、その許可を受けた者については、1 月 31 日を限度として卒業論文の提出を延期することができる。

(試験及び評価)

第 6 条 卒業論文の可否は、試験の成績によって決定する。

2 卒業論文の試験（以下単に「試験」という。）は、学年末（第 1 学期末卒業にあつては第 1 学期末）に、論文審査及び口述試験により行い、原則として卒業論文指導教員を含む複数の教員で行う。

3 口述試験の日時については、あらかじめ発表する。

4 試験の成績の評価は、卒業論文指導教員が行う。

5 試験の成績は、100 点を満点として次の評価をもって表し、その判定は、S、A、B 及び C を合格、F を不合格とする。

S (90 点以上)

A (80 点以上 90 点未満)

B (70 点以上 80 点未満)

C (60 点以上 70 点未満)

F (60 点未満)

6 試験に合格した者には、卒業論文の単位（8 単位）を与える。

(提出期限が休業日の場合の措置)

第 7 条 第 2 条に規定する受講届の提出期限又は第 5 条に規定する卒業論文の提出期限が、大阪大学学部学則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は同条第 3 項に規定する休業日に当たるときは、当該提出期限をこれらの日の翌日まで延期するものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。